

## 第6節 広報・広聴整備計画

|     |                          |                                                                                                                                                                      |
|-----|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1項 | 被災者への的確な情報伝達体制の整備        | <input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室<br><input type="checkbox"/> 情報政策課 <input type="checkbox"/> 地域福祉課<br><input type="checkbox"/> 介護保険課 <input type="checkbox"/> 消防本部 |
| 第2項 | 避難行動要支援者等への<br>情報提供体制の整備 | <input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室<br><input type="checkbox"/> 情報政策課 <input type="checkbox"/> 地域福祉課<br><input type="checkbox"/> 介護保険課                               |

### 【基本方針】

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

### 第1項 被災者への的確な情報伝達体制の整備

#### 【現況】

本市における災害広報は主として市報やホームページ等で行われているほか、消防本部により電子メールを活用した火災や警報等の災害情報が配信されている。また、全住民に対して、市の防災マップが配布されている。

その他、県のシステムとして、災害情報等配信システム「防災メール・まもるくん」や「土砂災害危険箇所マップ」、「山地災害危険箇所マップ」等がホームページで公開されている。

ただし、これらは平常時における情報提供が中心になっており、発災時の情報伝達に関しては情報伝達体制の整備及び拡充に向けた対応を強化していく必要がある。

#### 【計画目標】

##### 1. 運用体制の整備

市及び関係機関は、下記により広報運用体制の整備を図る。

- 1) 広報重点地区(各災害危険地域)の把握
- 2) 地区住民(特に避難行動要支援者)の把握
- 3) 災害対策本部における広報体制の一元化
- 4) 広報・広聴担当者の熟練
- 5) 広報内容・文案等の事前作成
- 6) 広報優先順位の検討
- 7) 伝達ルート決定及び多ルート化

## 2. 住民への広報、広聴体制整備

災害時に、住民に対して被害状況や避難行動、避難生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、住民からの要望・相談を広聴する体制、方法を確立する。

- 1) 住民への情報伝達手段として防災行政無線等のより一層の整備を図るとともに、有線系や携帯電話等での情報発信も含め、多様な手段の整備に努める。
- 2) 避難勧告等の情報を住民等へ伝達できるよう、「福岡県災害緊急情報自動配信システム」を活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。
- 3) 情報化の進展に伴い、パソコン通信・インターネットといった新しい情報伝達手段による情報交換を行えるよう、伝達方法・内容等についての検討を進める。
- 4) 防災気象情報の伝達等について、福岡県防災情報等配信システム「防災メール・まもるくん」等の活用による伝達手段を住民に周知するよう努める。
- 5) 市、放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制や施設・設備の整備を図るものとする。
- 6) 放送事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じ被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- 7) 市は自主防災組織や自治会と連携し、住民へわかりやすい情報提供について体制を構築し、確立するよう努める。

## 第2項 避難行動要支援者等への情報提供体制の整備

### 【計画目標】

#### 1. 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

市は市社会福祉協議会や各地区の民生委員・児童委員等と連携し、聴覚障がい者、外国人に対して的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者あるいはボランティア組織をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

#### 2. 避難行動要支援者への広報体制の整備

災害時は、避難行動要支援者等もできる限り自らの判断で行動することが求められるため、その際よりどころとなる情報が適切に伝達されることが必要である。このため文字放送、ファクシミリや外国語による放送の活用など避難行動要支援者や外国人を考慮した広報体制の整備について検討する。

#### 3. 避難行動要支援者支援計画の個別計画に向けた整備

市は「行橋市避難行動要支援者支援計画」等に基づき、平常時から避難行動要支援者台帳等をあらかじめ作成しておき、災害のおそれがある場合等において早期かつ迅速な避難が図れるよう具体的な体制等の整備に努める。